

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本方針

〔平成 22 年 12 月 27 日
産業連関部局長会議決定〕

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの 1 つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成 22 年 9 月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成 17 年（2005 年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成 17 年表」という。）の作成時以降大きく変化しており、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成 21 年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の 2008 年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成 19 年改定
- ③ これまで産業連関表作成の重要な基礎資料であった工業統計調査やサービス業基本調査の「経済センサス-活動調査」への統合（平成 23 年度）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和 30 年（1955 年）表以来、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年次を対象として 5 年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成 23 年であるため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成 23 年（2011 年）を作成対象年とすることとし、その名称も平成 23 年（2011 年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

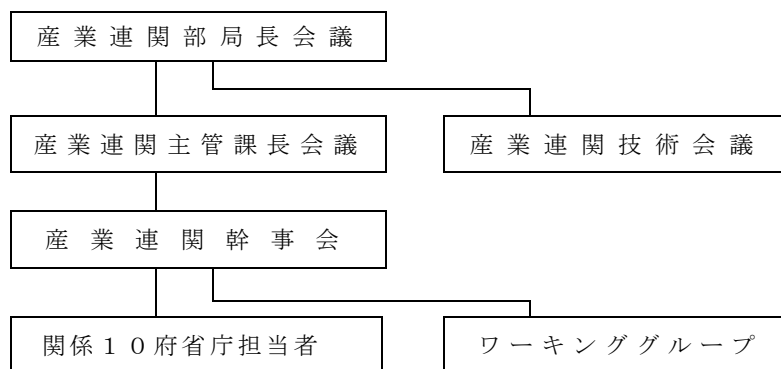
平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成は、平成 22 年度を初年度とする 6 か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 10 府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

＜ 事業の実施体制 ＞



＜ 各機関の機能と構成 ＞

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
 - ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
 - ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
 - ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。
 - ⑤ ワーキンググループ
産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。
- イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」において決定することとする。
なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜ 各 府 省 庁 の 主 た る 作 成 業 務 の 分 担 ＞

府 省 庁	主たる作成業務の分担
総 務 省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 輸出入部門 ④ 通信・放送部門
内 閣 府	① 公務、対個人及び公共サービス部門（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入部門を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得部門を除く。）
金 融 庁	金融及び保険部門
財 務 省	塩、酒、たばこ及び法務・財務・会計サービス部門
文部科学省	教育及び研究機関部門
厚生労働省	① 医薬品、水道（他府省庁が担当する部門を除く。）、医療、保健、社会保障及び生活衛生関係サービス部門 ② 労働者派遣サービス部門 ③ 雇用者所得部門
農林水産省	農林水産業及び食品工業部門（酒及びたばこ部門を除く。）
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理部門、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業及び対事業所サービス部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品部門
国土交通省	① 建設、不動産及び土木建築サービス部門 ② 運輸、船舶及び鉄道車両部門
環 境 省	廃棄物処理部門

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表（A表）」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表及び付帯表は、原則として平成17年表に準じた表を作成する。
- (3) 平成23年（2011年）産業連関表完成後に、平成12-17-23年接続産業連関表を作成する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。

イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。

ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が1993年に勧告

した国民経済計算体系（以下「93SNA」という。）及び2008年に勧告した国民経済計算体系（以下「08SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。

エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱（以下「基本要綱」という。）の作成までに結論を得る。

② 「詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行」及び「生産構造・中間投入構造の把握方法の検討」

各府省庁は、推計基礎資料の充実を図る。その一環として、特別調査を効率的かつ効果的に実施するとともに、必要性が十分あるものについては拡充を図るものとする。特に、サービス業関係及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」関係の特別調査については、報告者負担軽減の観点から踏まえつつ、推計精度の向上を一層図る。また、推計基礎資料が必ずしも十分でない産出額の推計精度の向上を図るため、産出先情報を把握するための新たな特別調査を検討し、その実施に関する取扱いは、平成23年度末までに結論を得る。

③ 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の整備状況を踏まえつつ、その作成に向けて作成方法、精度等の検討を行い、その結果に基づき、取扱いに関して、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08SNAの勧告、産業分類の改定、「経済センサス-活動調査」の実施等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成17年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成19年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、93SNA及び08SNAの概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成23年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法について、今回新たに推計基礎資料として利用する「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業連関技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成17年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に産業分類上、新たに設定された「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。特に今回、新たに利用することとなる「経済センサス-活動調査」について、組替集計による利用方法を十分に検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

④ 接続産業連関表の作成方法の検討

固定価格評価表の作成に当たり、実質化の方法について更なる精度向上を検討する。また、輸出インフレータの作成方法に関する検討を行う。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成23年（2011年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表作成業務支援プログラムの抜本的な見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成 27 年（2015 年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成期間（平成 22 年度を初年度とする 6 か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

別紙

平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール

年度	平成22年(2010年)度				平成23年(2011年)度				平成24年(2012年)度				平成25年(2013年)度				平成26年(2014年)度				平成27年(2015年)度			
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四
主要事項	◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 速報の公表 確報の公表				◎ 接続表の公表			
会議	▼★								▼★								▼★ ▼★				▼★			
作	産業連関表の基幹統計への 諮問・答申・指定				<会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				生産額の推計				投入額・産出額の推計				○ H23年表 H23年表 速報の公表 確報の公表				○ 報告書の発行			
	基本方針の作成・ 審議・確定 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な検討事項等 ③ 作成スケジュール								経済センサス-活動調査に係る対応の検討 ① 時系列比較・検証方法の検討 ② 組替集計手法の検討 ③ 産業別商品産出表(V表)作成方法の検討 ④ 代替手法の検討				産業連関表本体 の最終調整				産業連関表本体の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				接続表作成方法の詳細検討 時価表の作成・計数調整			
成	基本要綱の作成・審議・確定 ① 基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ② 概念・定義・範囲等の検討 ③ 部門別推計方法の検討 ④ 作成課題の検討				既存統計調査、基礎統計の組替集計 ① 貿易統計 ② その他				経済センサス-活動調査-の ① 検証作業 ② 組替集計				付帯表の作成方法の詳細検討				インフレーター作成方法の 検討及び作成							
	特別調査に関する検討 ① 投入構造の把握方法の検討 ② 産出構造の把握方法の検討				平成23年度実施特別調査の企画・実施・集計				平成24年度実施特別調査の企画・実施・集計				平成25年度実施特別調査の企画・実施・集計				固定価格表の作成・計数 調整							
業	平成23年度実施特別調査の企画・実施・集計				平成24年度実施特別調査の企画・実施・集計				平成25年度実施特別調査の企画・実施・集計				産業連関技術会議の開催(必要の都度)				接続表の付帯表の 作成方法の検討・調整							
	① 「公的統計の整備に関する 基本的な計画」への対応 ② 日本標準産業分類改定 への対応 ③ 特別調査の在り方の検討 ④ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査-への対応 ③ 特別調査の実施について ④ 本社経費等の推計方法 ⑤ 消費税の取扱いについて ⑥ その他				① 経済センサス-活動調査-への対応 ② 特別調査の実施について ③ 本社経費等の推計方法 ④ 消費税の取扱いについて ⑤ その他				① 利用手法等の検討 ② その他				① 付帯表の作成 ② 速報について ③ 確報について ④ 平成27年表の作成手法、特別調査 の在り方等の検討 ⑤ その他							
	作成業務支援プログラムの基本設計				作成業務支援プログラムの詳細設計				作成業務支援プログラムの開発				作成業務支援プログラムの運用				作成業務支援プログラムの改善・運用							
													次回、経済センサス-活動調査- への要望の整理				次回27年表基本方針・基本要綱の検討							

〔参考〕平成23年（2011年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長
農林水産省大臣官房長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
農林水産省大臣官房情報評価課情報分析・評価室長
経済産業省経済産業政策局調査統計部参事官（経済解析室長）
国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長
国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長